

バス運行対策費補助金(車両減価償却費等補助金) の事務手続きについて

1. 事業開始 (→ 県へ着手届提出)

○補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

2. 事業完了 (→ 県へ完了届提出)

※事業の完了とは:補助対象期間の運行が終了した日

○この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

3. 県へ交付申請及び実績報告提出(部長が別に定める日まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

* 交付申請の取り下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 県から交付決定通知および額の確定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

◎補助金の支払い

実績報告書を受理してから、概ね1か月以内にお支払いいたします。

資料提出・問い合わせ先

地域振興部・交通政策課

鳥取県鳥取市東町1-220(鳥取県庁本庁舎2F)

0857 - 26 - 7100 yamane_y@pref.tottori.jp